
じんけん ぶんか まちづくり

一般財団法人とよなが人権文化まちづくり協会

第72号（2022年5月）



2022 年度を迎えて

とよなか人権文化まちづくり協会が豊中市の「相談及び・人権啓発事業」「こどもの学び・居場所事業」「こども多世代ふれあい事業」をスタートさせると同時にコロナが最悪の状況となり、不便な中、事業を進めてきました。

昨年10月から今年1月にかけて4回の選定評価委員会が開催され、「委託事業をうけての委託事業者の業務履行状況の評価（中間）」がおこなわれ、1年半の日報・月報・企画書・報告書、そして現場視察・ヒアリングなどをもとに、A 優れた運営状況である、B 問題がない運営状況である、C 改善を要する運営状況であるの3段階評価の、良くもあり悪くもあるB評価でした。総括評価として、

- ・新型コロナウイルス感染症の影響や豊中のセンター改修工事があったにもかかわらず、市民サービスが基準を概ね達成できている点を評価する。
- ・自主事業で実施している「ドコモ市民活動団体助成事業」と連携し、積極的に事業を実施している点を評価する。

- ・職員の持つ資質や能力は市民にとって貴重であり、まだまだ事業展開の可能性が期待できる。（職員のスキルアップ）

- ・利用者が事業をどのように評価しているか明らかでない事が惜しまれる。（利用者の声を伝えきれていない）

- ・強みや弱みの整理をし、アプローチの手段を熟考（よく考える）することが求められてくる。取り組みを再度振り返る事でより充実した事業展開へつなげることを期待したい

- ・今後は、安定的な職員数の確保と職員の質の向上、利用者のニーズに沿った運営がより求められるなどでした。評価のポイントがわかりづらいのですが、残りの1年、しっかり取り組み、中間評価より良い評価で終え、次に繋げていきたいと思えます。

何かと不便の多い今日ですが、一日も早くコロナが終息し、平穏な日々が戻ることを願うばかりです。【酒井留美・事務局長】

目次

巻頭コラム「全国水平社創立100年を機に」大源 文造	3
講座報告「子どもの虐待と親の回復支援」伊藤悠子	8
講座報告「子どもの声からまちづくりを考える」村上靖彦	15
中間報告「コミュニティベースのCAP推進事業」西村寿子	23
編集後記	27

【表紙の写真】左上：オニギリ大会（ドコモ市民活動団体助成事業）

右上：人権文化まちづくり講座（相談及び人権啓発事業）

左下：おりがみ広場（世代間交流事業） 右下：メディア講座（こどもの学び・居場所事業）

巻頭コラム

全国水平社創立 100 年を機に

大源 文造【理事長】

本年3月、部落差別の根絶をめざし、当事者たちが立ち上がった全国水平社の創立から、100年の時が経過しました。各地の被差別部落から人びとが集い、差別のない世の中を願って発した「人の世に熱あれ、人間に光あれ」で結ばれる宣言は、日本初の人権宣言とも言われ、社会のあらゆる人権問題の克服に向けた原点となってきました。この間、新聞やテレビでも、100年を機に、あらためて、宣言の意味を問う特集など、多くの報道がなされていました。あるテレビによる特集では、大きな不安と期待が入り交じった、複雑な心境の中、「なんとしても差別をなくさねば」という思いで、創立大会に参加した方の証言が貴重な映像として

紹介されていました。あらためて、どれほど多くの人びとが部落差別に向き合ってきたか…。一人ひとりが刻んで来られた歴史の重さや意義について、到底わかり得ることは出来ないのですが、それでも深く考え込んでしまいます。

さて、今回の巻頭コラムでは、そんな思いの中、100年の歴史からみると、点にも過ぎないのですが、私自身が出来ることとして、かつて特措法時代といわれた33年間（1969年～2002年）の内、後半期の15年間を豊中市において、同和行政に携わった立場から、同和行政が果たしてきた役割や、差別解消に向けた取り組みについて、振り返ってみたいと思います。

【参 考】

◎ 1922年3月3日 全国水平社創立。「水平社宣言採択」

【答申以降の国及び豊中市の主な動き】 1965年 内閣同和对策審議会答申
1969年 同和对策特別措置法（10年間の限時法）法延長、さらに法律名の変更も行いながら、2002年まで33年間にわたり法に基づき特別対策を実施

1969年 田辺事件（豊中市民が引き起こした、結婚差別事象）

1970年 田辺事件を契機に豊中市人権教育推進協議会が発足

1973年 豊中解放会館スタート

1976年	蛍池解放会館スタート
1984年	豊中市人権擁護都市宣言
1998年	豊中市同和行政基本方針の策定
1999年	豊中市人権文化のまちづくりをすすめる条例の制定
2000年	豊中市同和行政推進プラン策定
2001年	「解放会館」が「人権まちづくりセンター」として再スタート
2020年	「人権まちづくりセンター」が「人権平和センター」に移行
2016年	部落差別の解消の推進に関する法律

同和行政推進の仕組み（市同 促方式、住民参加と協働）

同和行政を推進する上で、行政主導ではなく地区住民と行政、さらに学識経験者や専門家などが一同に会して議論する仕組みとしてのラウンドテーブルをつくってきたことが、大きな特徴としてあげられます。具体的には、行政、学識経験者、同和地区当事者の3者で構成する「豊中市同和事業促進協議会（当協会の前身）」が各種の同和対策事業の実施に向けて大きな役割を果たしてきました。同和対策事業を実施する上で、もっとも留意する点としては、公平、公正であること、そして、部落問題の解決に寄与しているかなど、しっかりとチェックする必要がありますが、その点、当事者の視点、学識経験者の視点、行政側の視点から厳しく点検が行われたことが成果につながったものと考えます。これらは、予算の段階、執行段階、事後点検、いわばPDCAサイクルそのものであったといえます。

また、そうした仕組みをベースに様々な事業展開にあたっては、住民参

加と協働を基調としてきました。一つの事例として、地区内の公園整備にかかわって、豊中ではおそらく初めてのケースとして、地域の住民（子どもから高齢者まで）の意見を集約する形（ワークショップの実施など）での公園整備が行われました。ちなみに、その後の市内各地での公園整備にあたっては、こうした手法が生かされることとなったのです。このように、そこに暮らす人々がまちづくりに直接、間接さまざまな形で参画する、つまり住民自治のスタイルが一貫してとられてきたことでもあります。同和地区におけるまちづくりは、差別の結果奪われてきたものを取り返す営みであったと同時に、一人ひとりの人間を尊重して生



全国水平社創立の地記念碑（京都市）

きる社会、つまり共生社会の創造を基底に据えたものであります。改めて、同和地区におけるまちづくりの事例を単に特別対策としてではなく、先進事例として捉えた上で、優れた仕組みや手法を一般化することが重要だと考えます。

同和行政推進の拠点として解放会館が果たしてきた役割

豊中では、豊中解放会館、蛍池解放会館の2か所が設置されましたが、前述の同和行政推進の仕組みに加えて、両施設が果たした役割は極めて大きかったと言えます。

隣保館、児童館、保育所、老人憩の家などの機能を一つの館に集結させる中で、有機的な連携により、同和地区住民のニーズにワンストップで応えてきました。また、解放会館の機能をさらにレベルアップさせてきたのは、解放会館運営協議会の設置により、地区が抱える課題に対して、住民参加により、事業のあり方や対応について検討を重ねてきたことがあげられます。その結果、地区の子どもたちの自立に向けた取り組みをはじめ、解放文化祭などの各種啓発イベントの実施など、多くの事業を行政と地区住民との協働により展開できたことの意義は大きかったです。さらには、読み書き教室、精神障害者を対象にしたトークマインド事業、児童館事業の一環として、地区外の子どもも含め、差別や人権について考える仲間づくりなど、多種多様な



事業展開を通して、同和地区のみならず地域コミュニティの拠点となってきました。

私は、後の市民生活部長時代に、リニューアルされた千里文化センター（コラボ）の初代担当部長となるのですが、コラボにおける様々な機能の有機的な連携をはじめ、市民との協働による運営のあり方を考える上で、解放会館でのあり方を常に念頭に置いていました。

保育、教育、啓発などの取り組み（人権文化創造への途）

豊中では、同和教育、同和保育の推進に解放運動を含め、地区では一番力を入れていました。同和地区の子どもたちが、差別に負けない、打ち勝つ力を身に着けていくためには、保育、教育の取り組みがなによりも重要ということで、学校、保育所、解放会館の隣保館、児童館などが緊密な連携のもと、子ども、保護者にしっかりと寄り添う中で、地道な取り組みが展開されてきました。その中で、とりわけ大切にしてきたことの一つとして、子どもの「つぶやき」に耳を傾けるといったことが

あげられます。

子どもたちは、自分の思いや訴えを、ふっと「つぶやき」の中で発信することがあります。それを聞き過ごさず、しっかりと受け止めることで、これまでとは異なる、子どもへの接し方ができるようになります。このように、同和教育、同和保育では、子どもの心の声を聞く取り組みを大切にしてきました。こうした取り組みは、同和地区のみならず、すべての学校、園でも取り組まれ、今日の人権教育、人権保育推進の礎となっていたものであります。

また、保育、教育の取り組みと連動するように、差別を是としない価値観や考え方を広げていくために、解放会館を拠点とした啓発イベントをはじめ、広報誌を使ったヒューマン通信などの人権情報の発信など、様々な啓発活動に取り組んできたのですが、これらの取り組みにも、前述の同和事業促進協議会において、被差別当事者の視点、学識経験者など専門性の高い視点など、幅広い観点から議論を重ねることによって、より深みを持った内容へとステップアップしていきました。また、差別事象への対応についても、行政だけで判断するのではなく、何故、そういった事象が生じたのか、その背景について多角的に考察するとともに、そうした行為をなくしていくには、どのように取り組んでいくべきか、教育や啓発活動にどのようにつなげていくべきか、といった問題意識を共有する中での議論を通じて、慎重に判断し



ていったのでした。

そして、こうした取り組みをしっかりと支えてきたのが、被差別当事者をはじめ、豊中市人権教育推進協議会など、「差別を許さない、差別をなくそう」といった草の根運動であったと思います。また、こうした活動があったからこそ、市が「人権擁護都市宣言」を行い、さらには「人権文化のまちづくりをすすめる条例」の制定につながったものと考えます。

差別のない社会を築くために、新たな一歩を

特措法以降、同和対策事業により、差別の結果生じた様々な格差の是正については、相当程度成果をあげてきました。また、反差別の価値観を共有する仲間づくりも、着実に進んできたものと考えています。

しかしながら、差別意識の解消といった点では、まだまだ道半ばと言わざるを得ない状況にあります。今日、インターネットの普及に伴い、その匿名性や拡散性を悪用した差別事象があとを絶たず、さらには、「戸籍謄本等

不正取得事件（プライム事件）」や戦前につくられた「全国部落調査」の復刻版を出版する動きなど、時代とともに差別の姿は思わぬ形で表れています。こうした深刻な状況をふまえ、2016年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」（略称「部落差別解消推進法」）が制定されました。

差別のない社会を築くために、まさに正念場の段階にあると思います。そ

【参 考】

「部落差別解消推進法」のポイント

①これまでの特措法のような限時法ではなく恒久法である。

②「部落差別」の名称を使った初めての法律である。

③現在もなお部落差別が存在するという国の認識が明確にされた【第1条】

④日本国憲法の理念からも、部落差別は許されないこと、解消することが重要な課題であることが示された【第1条】

⑤部落差別解消のための教育及び啓発の必要性が明記された【第5条】

第1条 現在もなお部落差別が現存し、許されないものであること。

部落差別の解消の推進、部落差別のない社会の実現が目的であること。

第2条 部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めること。

第3条 国及び地方公共団体は、前条にのっとり、連携を図りつつ施策を講じること。

のため、「部落差別解消推進法」を積極的に活用していくことが求められます。多くの先進事例を生み出した同和行政を範として、新たな取り組みに着手すべきではないでしょうか。

全国水平社創立100年を機に、あらためて、憲法が掲げる基本的人権の尊重をどうやって実現するか、新たな一歩を踏み出しましょう。

第4条 国及び地方公共団体は、相談に的確に応ずるための体制の充実を図ること。

第5条 国及び地方公共団体は、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行うこと。

第6条 国は地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うこと。

人権文化まちづくり講座

「部落問題を考える」(仮)

とき：7月20日(水)

18時30分～20時30分

会場：人権平和センター蛍池

お話：角岡 伸彦さん

(フリーライター)

定員：50人(先着順)

申込：電話、メール、FAX、来館、HP

申込、問合せはまちづくり協会まで！

報告

子どもの虐待と親の回復支援

お話：伊藤 悠子【看護師・公認心理師】

社会的包摂の文化が根づく大阪・西成に拠点を置いて、虐待の背景にある親たち自身の孤立や傷つき体験に焦点を当てながら、親たちの気づきを深め、自ら回復し変わっていくことをサポートする取り組みが官民多職種協働で展開されています。虐待のとらえ方を振り返り、虐待を生み出す社会の「孤立」をどう変えていくのか、伊藤悠子さんとともに考えました。

コロナの感染状況を踏まえて、会場とオンラインの両方で実施したいいわゆるハイブリット型ということもあり、これまでで一番参加者の多かったまちづくり講座でした。【文責：青木あさ代（協会事務局）】

はじめに

伊藤悠子と申します。私は大阪府済生会泉尾病院に勤務をしております。職名はリエゾン・コーディネーターで、リエゾンというのは繋ぐという意味で、あらゆるものを繋ぐ役割です。

今日、一緒に考えてみたいこととして、一つ目に子どもの虐待をどう見るかです。そこには健康の概念、公衆衛生の視点が必要になります。まず、虐待当事者の親に対して、犯罪に対する矯正や指導ではなく、より健康的な生き方へと転向するための回復支援という発想をもって見つめていきます。二つ目に、この社会で生じている子どもに向かう様々なひずみや親子の問題

を、排除ではなく社会の抱える虐待における社会的包摂という観点から取り上げていきます。そのモデルの一つに地域の顔の見えるネットワーク、また、虐待防止分野で大阪方式と呼ばれる官民協働の取り組みを挙げます。福祉や教育の分野にもとめどない合理化と市場競争が入り込んで、これでもかと壊されても形を変えて希望は引き継がれていきます。社会的包摂の核心には、当事者の経験、当事者の存在があります。

1. 子どもの虐待 虐待の定義

昨年、一昨年はコロナ禍でステイ

ホームの年でもありました。家族が家の中にこもり、家庭が密室となる中で、予想されたように大阪でもDV相談や検挙数が増加しました。半面、児童虐待の件数が減っています。コロナ禍の休校や休園、様々な行事、集まりがなくなり学校や地域のネットワークからの相談・通告件数が減ったのが理由です。虐待そのものが認知された件数が減ったのであって、現象が減ったかどうかというのをデータは言いません。

子どもの虐待の定義は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待です。けれども、肝心なのは法を生きたものにする理念ということだと思います。日本では子どもの養育に関して民法 820 条の監護権に定められています。監護権は親権者の権利ですので、822 条の懲戒権規定というのもあります。この懲戒権があることで「これはしつけや」と、「親の言うことを聞かない子どもには罰を与えてもいい」と、このように親が主張をする根拠になっています。

これに対して、平成 28 年の児童福祉法と児童虐待防止法の改正がありました。ここで初めて、親の養育への支援という考え方が法律に明記されました。子どもが生きる権利、育つ権利、というのは、親の考え方や経済状態、出自などで左右されるものではなくて、子ども自身が持っているものです。それを守ることは国の責務なんだと国連の子どもの権利条約は明らかにしています。子どもは半人前であって親に



従属するものとみなすのか、一人の人間として尊重していくのか、その国の子ども観が依拠する法に反映していると言えるでしょう。

虐待の本質は力の誤用

私たちは子どもが虐待されていると聞くと、なんでそんなことになってしまったんやと胸を痛めます。しかし、虐待というのは、案外身近なところに顔を出しています。言って聞かせてもわからへん、何度も同じ間違いをする子どもに対して大人が好ましいと思う行動をとらせようと、子育て・しつけの方法と信じて、「3！2！1！」とカウントダウンで動かそうとする。

「片づけなかったら、おもちゃを捨てるよ！」と脅したり、「今日は言うこと聞けへんかったからおやつ無し」という風に子どもの権利を取り上げる。虐待をしている親というのを、先ほどの4つの定義に掲げられた行動をとっているものに限定してしまうと、「うちは関係ない」と思ってしまう。しかし、ぐっと一歩下がった視野で見ると、虐待の本質は身近にある

誤った権力の行使、力の誤用なんです。

虐待の問題を個人や個別家族の病理に矮小化しないことが非常に大切です。統計を取り出した20年前には、身体的虐待の割合が圧倒的だったのが、近年は心理的虐待の増加が顕著です。ご存じのように、面前DVで警察からの身柄付き通告が増えている側面が心理的虐待の数を押し上げています。また、4つの定義のうちの性的虐待は、わずか1.3パーセントです。これも法の限界を表しています。性的虐待というのは恥として隠され、子ども自身が言っただけいけないことだと察知して黙っていくのが常です。虐待件数の中に現れない暗数がどれだけあるのだろうかと考える必要があります。

2. 芦原病院のアウトリーチ

個別親子、家族の問題ではなく、虐待は公衆衛生の課題としてみなければ対応できません。1963年から44年間、大阪市から民間企業に移譲されるまで、時代のニーズや課題に取り組み続けた芦原病院の実践がありました。

大阪府市同和地区医療センター芦原



病院の起こりは、巡回診療にあります。交通機関も通らないバラックが並ぶ当時の地域で、上下水道も整備されていないために、ため水で顔を洗う。家族がタオルを共有する中で、目のクラミジア感染症、トラコーマが広がっていく。地域に医療機関はありません。そこに点眼薬を持って入って行った人たちが地域の実態を知って、住民の悲願を受けて診療所づくりに協力しました。これが東京オリンピックと新幹線が開通する1年前、1963年に芦原病院となります。

惜しまれながら民間に移譲されるまで、芦原病院は大阪の公衆衛生の前線として地域に出かけるアウトリーチによって、実態に即した保健医療を展開、そして検証して行政に橋渡しをする、そうした役割を負った病院でした。

10代の妊娠・出産・子育て支援

アウトリーチから生まれた事業の一つが、10代の妊娠・出産・子育て支援です。1990年代の後半、出産志向の10代が急増します。95年を境に中絶と出産は逆転して、4週5週と早期の段階で「産みたい」と言ってくる10代たちが続々と続きました。その時、私は「時代の閉塞感が高まる中で、『産みたい』と出産を希望する10代が増えるのではないかと感じていました。ここで分かったことは、出産志向の10代の多くが、子ども時代に早い自立を余儀なくされた「ヤングケアラー」

だということでした。彼女たちは語彙も乏しかったりするけれど、人の些細な温情や心の触れ合いに敏感で、人とつながる力の芽を持って生きていました。

10代の出産を支援する中で、たった一人、もうちょっと考えようかと促した子がいました。そのMさんは「去年、ほかの産婦人科で赤ちゃんを殺してん。医者から今度中絶したら、もう赤ちゃんが二度と産めなくなるよと言われた。妊娠の相手は妊娠したと言ったらどっか行ってしまっただけで連絡も取れないから、シンママ（シングルママ）になるけど、もう産むのは最後のチャンスや」ということでした。それが理由やったらよく考えようよという話をしたんですが、やっぱり産みたいと彼女は言いました。Mさんは親から病気の時も気にかけてもらえず「お前はあほやから高校なんか行かれへん。中学出たら働いて、家に金を入れろ」と言われて育ちました。Mさんは「私が赤ちゃんを産みたいと言っても家族に応援してもらえない。それでも私はこの子を産みたい」と言いました。自分に自信がなかったMさんが自分で決めたのです。

そして、いよいよ出産です。近所に住むお母さんは来られませんでした。産後、Mさんが私に名前考えてほしいと言うわけです。私は翌日家から漢和辞典を持ってきて貸してあげました。その時彼女は本当に感慨深い様子で、「ふーん、普通の人はずうやって字の意味とか考えて名前決めるんや」と言

いました。

999 匹の亀の折紙

地域とのかかわりというのは顔の見える関係性でした。ある日、産婦人科外来に地域の保育園長から電話がかかってきました。その保育園は芦原病院と同様、定期的に町の中を巡回していました。日本語があまりわからないお母さんと2歳くらいの女の子が荷物を持って公園に座っているということです。園長は、「女の子ご飯食べてないみたいや。病院に連れていっていい？」ということでした。こちらでは、園長が親子を連れてきてくれるまでに児相に電話して段取りを整えておきます。

子どもさんの健康上問題が無いか、一時保護をして医療が必要ですが、お母さんは職員を見た時に、児相と警察と入国管理事務所の違いがわからず怖がるかもしれない。色々考えて「お母さん、あなたが倒れてしまったら子どもさんの面倒が見られなくなる。入院してお医者さんに調べてもらいましょう。お母さんの入院が必要な間、子どもさんを預かってもらえる児童相談所というところがあります。そこは公の機関なので無料で子どもさんの健康状態も調べてもらえます」と話すことにしました。親子が到着すると顔面蒼白で、重度の貧血がうかがえました。お母さんは頼れる人がいなくて相当心細かったんだと思います。私の提案になづいてくれました。

入院中ずっと、何か折り紙を折っていた彼女。退院許可が出て子どもを迎えに行くその日、彼女は包みを抱えていました。入院中覚えた言葉で「ありがとうございます」と嬉しそうに包みを差し出してくれました。現れたのは四角い透明のケースに入った999匹の亀。彼女の国では吉祥、希望や喜びを表すシンボルなんだそうです。暇つぶしの折り紙ではなかったんですね。子どもさんも無事に帰って来られてその後は区役所の継続相談につながりました。

場面緘黙^{かんもく}

ある日、小学校の先生から電話を受けます。「本校の5年生の子どもを診察に連れていきます。同級生の子どもとの間でいさかいが起こり、相手から首を絞められました。やられた子の方はもう全くしゃべらないんです。第三者なら何か話せるかもしれない。そっちで話を聞いてもらえませんか」と言うことでした。場面緘黙の子です。

案の定、あの手この手で近づこうとしても、黙りこくっている。

その時ふと、私は相談室の机の上に置いてあるティッシュの箱を裏返して絵を描いてみました。絵を描いて説明すると乗ってきました。ペンをくれと、僕も書くと言うわけです。ずっと見ているとティッシュの裏に「車に乗せられた僕は知らないところに転々と連れていかれて、また元の場所に帰ってきた」というマンガです。彼は、去年、

児相に保護されて帰ってきたところでした。

その絵は、一体どこに何のために連れていかれるのか、子どもの知る権利を無視され、親と離されるという戸惑いや憤りや悲しみを表現する自己治癒の絵だったんですね。絵を書いた後は首を絞められたことも話題にできたのですが「それは大丈夫です」と言っていました。

首を絞めた子とクラスで会っても平気だという彼におまじないをあげようと思いました。あの時の999匹の亀のうちの一匹を手のひらに乗せて伝えたんです。「しんどい時は亀を見て背中を丸めてごらん。それから手足を甲羅から出すようにグーって伸ばして。独りぼっちやと思ったらこの亀を見るんやで。この亀を作った人はすごく勇気がある人やから、元気が出るよ」と。その後、彼が病院にやってきました。首を絞めた子と仲直りをしたことを言おうと思って、受診ではなくわざわざその報告をするために、手に亀をもっておばあちゃんに連れてきてもらったんです。こうしたことが顔の見えるネットワークではドンドンつながっていきます。



3. 公衆衛生の視点と社会的包摂

脱学習とトラウマ

虐待の連鎖。みなさんこの言葉聞かれたことありますよね。この表現を私は使いません。最大の理由は、暴力を受けた子どもにとって逃れられない呪縛となるからです。「自分が子どもをつくったら虐待をしてしまうんじゃないか」、「虐待をするダメな人間は子どもを産んだらいけないし、結婚もしない。」そんな風に思っている子たちは本当に大勢います。

もしも言い換えるのであれば、虐待は連鎖するのではなくて学習されるのです。だから身にそぐわなくなつたのであれば脱学習していけるよというメッセージに変えていきたいと私は思うのです。

似たような被虐待の経験があつても、子への虐待に至らない人もいます。虐待を受け、あまりに強い孤立と恥の意識を持った子らは「自分の身に起こっていることは話せない。話したとしても誰にも分かってもらえない」と感じるがよくあります。そのような「聞いてもらえない」経験の積み重ねが信念となってしまう前に、聞いてくれる人に出会ったかどうかが大切です。やっと話したときに、ただそのまま受容して、関心を傾けてもらえる経験があつたかどうかは大きいです。

トラウマと聞くと何か特別な治療が必要であるイメージをもつかもしれま



せん。しかし、大切なこと、誰でも関係するのがすそ野の広いトラウマインフォームドケアです。インフォームドケアとは、トラウマとはどういうことなのかを理解して日常場面で適切な対応ができる知恵です。何か問題が起こった時に対処するレスキューやトラウマに特化した専門治療とは違って、専門家でなくても、みんなができるケアなんです。トラウマは目には見えない心のケガ。私たちは本人すら気づかずに生きづらさの重荷を抱えて歩く人とすでに隣り合わせている。まさに公衆衛生の発想です。

健康障害としての虐待

さて、虐待とは様々な定義があるかと思いますが、以下のようなとらえ方もできます。「親自身の過去の被虐待や喪失体験など、未解決の傷つきがもたらす健康障害」。心身のバランスの乱れから子どもを傷つけている親たちは、自分への信頼が砕かれています。また、自分は問題を解決できず選択肢も無いと思ひ込む親は、養育支援専門機関の指導を受け入れることが出来ません。虐待を健康障害ととらえること



によって、他の病気と同様に個々の病理や局所の症状ではなく、その人が生きてきた時間の流れと環境全体でみる視点が生まれます。

健康障害であるので虐待してしまう親には助言や指導ではなく、まずは手当やケアが必要です。そこではまず関わる人たちが回復のイメージを持つことで希望が生まれると思いませんか？例えば人はいかなる状況にあっても生きようとする存在だと知っていること。内にはらむ痛みや喪失の悲しみ、それこそがパワーの源となりうること。そして回復には静けさとただ聴いてもらえる経験が不可欠で、それが本人の洞察を助けると私は感じます。

虐待、親にもケアを

さまざまに自分を取り巻く回路、子どもにとってそのような回路が無数にあるとき、悲しかったり悔しかったり、快適ではない場面があったとしても、自ら育ちの糧として行けると思えます。でもそれは、親や血縁だけでは到底フォローできません。大人だって同じです。

2000年、児童虐待防止法制定の年に、芦原病院も参画していた「わがまち西成子育てネット」が発足しました。虐待する親への回復ケアを2003年コミュニティの下支えでスタートします。提供するプログラムは「MYTREEペアレンツプログラム」※、児童虐待防止法制定の審議にも関わった森田ゆりが家族再統合の受け皿として開発しました。

4年後には大阪市、翌年には大阪府の児相からの委託となり、10年後には大阪府市の協働実行となります。名実共に官民協働で担う、家族再統合支援事業です。

このプログラムは参加者を絞って、虐待をしている親がセルフケアと問題解決力を使えるようになることで、虐待をやめることを目的としたグループプログラムです。

なぜ虐待する親の回復支援、官民協働のMYTREEを続けてきたのか。それは虐待する親も、かつて支援の手からこぼれた子どもたちだったからです。そして、どんな問題を抱えていても、何歳になっても人はやり直せると私たちは知っていました。私たちは人が生きることを希求し回復を果たし、よりよく生きようとする存在であることも知っていました。

終わりに

連綿と続いている迫害と戦争、理不尽な暴力や虐待から人類を救う鍵も、被害と加害を経験した人の語りから

学ぶことができるのではないのでしょうか。他者と出会う、他のいのちと出会う大切さに気づいてこなかったために、わたしたちの社会は、自らの居場所を縮めてきたのではないかと思えます。「虐待」に苦しむ親は、指導ではなく、適切なケアが提供されることで、根本に立ち返って回復していきま

す。持ち越してきた傷を癒すことで、人はやり直しのチャンスに巡り合うのです。

※ MYTREE ペアレンツプログラムとは、森田ゆりによって開発された子ども虐待に至ってしまった親の回復支援プログラムです。詳しくは <https://mytree-p.org/index.html>

報告

子どもの声からまちづくりを考える ～ヤングケアラーと孤立～

お話：村上 靖彦【大阪大学人間科学研究科教授】

大阪・西成地域では、貧困や差別、社会的困難な状況にある家庭や虐待もあります。ですが、伊藤悠子さんが関わる親の回復支援をはじめ、さまざまな支援者による取り組みとそれをつなぐ多様なネットワークのおかげで、子どもたちはのびのびと地域で育ち暮らすことができます。

支援者たちへのインタビューや調査研究を長年行ってきた村上靖彦さんに、西成地域における子どもを取り巻く状況や、近年ようやくメディアで取り上げられるようになってきた「ヤングケアラー」についてお話いただきました。

文責：青木あさ代

西成の子ども支援

虐待というのは、貧困・孤立・あるいは障害が重なった時に起きやすいという研究結果が、北海道大学の松本伊知朗先生の研究で明らかになっています。松本先生は北海道にあるすべての児童相談所のすべてのカルテを調査し

てこういうデータをまとめています。貧困と社会的孤立と親あるいは子どもが障害手帳持ちという条件が重なった時に虐待の比率が非常に高くなっている。つまり、児童相談所に関わってくるケースが多くなっている。これは統計学的なエビデンス（証拠）なんです。



西成では生活保護率は23%です。あいりん地区が40%ほどだと言われています。

そうすると虐待がすごく多いのではないかと思われるでしょう。しかし、全国の虐待数は右肩上がりなんです。西成区では過去10年15年と全く数が変わっていないんです。年間300件程度です。つまり、松本先生の研究からすると、少なくとも貧困と障害という条件が重なっているのだから、虐待が非常に多いんじゃないかと思われま。確かに虐待は少なくはないのですが増えてはいない。そこには二つ裏表の理由があって、昔から困難を抱えたお宅の親子を地域の支援者が把握していたからだというのが一つです。それともう一つは、小さいころから地域の支援者の人たちがずっと関わり続けていることがあります。何重にも支援のネットワークが張り巡らされているので、虐待を未然に防ぐことがかなり可能になっていると思われま。つまり、虐待が深刻化する前に誰かがサポートに入ることによって未然に防ぐことができる。あるいは何かあったときにもすぐにサポートが入れ

る仕組みが整っているのです、深刻化しないということですね。

大阪市西成区がどこにあるのかっていうと、近くに難波という繁華街と、天王寺・阿倍野、「あべのハルカス」がある繁華街があります。つまり二つ繁華街があって、そこから徒歩10分15分の所にあいりん地区があります。きわめて都市型の貧困地区です。もともと日雇い労働者の方たちが集住していた地域で人口が密集している。

「さとにきたらええやん」

西成の子ども支援の姿がどうなっているか示しやすいように「さとにきたらええやん」というドキュメンタリー映画の予告編を見ていただきます（重江良樹監督）。「こどもの里」というあそび場、児童館であり、かつファミリーホームであり、ショートステイあるいはレスパイト（小休止）の場所でもあるような施設の映像です。

下町っていう感じですね。「じゃりん子チエ」の舞台になったと言われている場所とまったく重なる場所です。この映画に3人の主人公が登場します。その3人の「こどもの里」との関わり方が、この地域の子ども支援の在り方の3種類のモデルを示しているのです、ちょっとご説明したいと思います。（『さとにきたらええやん』公式サイトで予告編が視聴できます）

映像の中に出てくる少年は、当時高校生で今はもう働いています。彼はお母さんと、きょうだいがたくさんいる

お家で耐えていました。このご家庭は、最初「こどもの里」のスタッフが支援に入られたときには、生活保護を受けない状態で困窮されていたお家です。お母さんは外国籍の方で大変な状況にありました。ですが、彼らはこのお家でずっと暮らし続けているんです。子どもたちも家にいながら育っています。施設に送られないで、家族がバラバラにならず地域でやっていけたということです。

次に出てくる彼女は実は赤ちゃんの頃から「こどもの里」で育っています。ファミリーホームで高校卒業するまで滞在していた方です。お母さんはすぐそばに住んでいるんですけれども精神疾患をお持ちで彼女を育てることが難しかった方です。普通ですとそういうお家の場合、子どもは乳児院から施設に送られます。でも彼女は時々近くに住んでいるお母さんの小さなアパートを訪ねて、ごはんを一緒に食べて「こどもの里」へ帰っていく。あるいはお母さんが「こどもの里」を訪ねてきてちょっとお話をして帰っていく。

そういう事をずっと続けてきました。このような関係を可能にしているのは、お母さんが暮らしているすぐそばに「こどもの里」があって、「こどもの里」のファミリーホームで暮らすことができたことが大きいです。そこで、安全が確保されて、衣食住が確保された状態でお母さんとのコミュニケーションが可能なサポートを受けることができたからだということが分か

ります。

次は男の子のお母さんです。このお母さんもかなり重い精神疾患をお持ちです。彼は週の半分はお母さんと暮らして、週の半分は「こどもの里」に滞在していました。そうすることによってお母さんは一息つけて、また子どもと関係が続けることができる。あるいは、ちょっとしんどくて、殴ってしまいそうになる時には「こどもの里」に一本電話を入れて、「ちょっと一晩預かってね」という事が出来たら殴らないで済むわけですよ。

ですので、この映画の3人は、一人は家族が極度の貧困の中でも一緒に暮らしつづけることができたケースです。次は週の半分半分を「こどもの里」と自宅で暮らすことによって、子どもが地域でお母さんと一緒に暮らし続けることができた人たち。あとは一緒に住むことはできなかったけれども、「こどもの里」があることでお母さんとながら続けることができた人たちです。そういう3つのご家庭の子どもたちが主人公になっています。

あいりん地区のネットワーク

「こどもの里」はすごく有名な居場所ですけども、単独で成立しているわけではないんです。西成の北部はすごく狭い地域ですけども、子どもの居場所がいくつかあります。かつ、アウトリーチ型のサポートが何重にも張り巡らされています。

たとえばあいりん地区に限って言う

と、居場所が今池こどもの家だったり、山王こどもセンターだったり、本当にすぐ近所に別の場所があって、そちらを利用している子ども、あるいは掛け持ちしている子どもたちもいます。

アウトリーチについては、たとえば小さい子どもの母子訪問事業です。保健師さんとか助産師さんが訪問する。特定妊婦の場合は、母子手帳を取ってからほぼ約1年間訪問が続きます。複数のお子さんがある場合には、何年にもわたって継続的に保健師さんや助産師さんが関わる訪問が続きます。

他にも、わかくさ保育園という場所が地域の中にあります。こちらの保育園では1971年から現在に至るまで「あおぞら保育」という保育士さんが町に出て支援とつながっていない子どもを探す活動をされています。地域には保育園や小学校へ通えない子どもたちがたくさんいますが、それは探さないと分からないですよ。あと、最近ですと、外国籍の方が西成区に増えていきますので、おそらくこれからは外国籍の方たちの子弟が問題になってくると思われます。

親と子どもの両方のサポートが必要

ヤングケアラーとはお母さんお父さんなどが病気や障害などの大きな困難を抱えているが故に、家事や大人のケアを担っている子どものことです。ということは、親のサポートをしない限りヤングケアラーの子どもが楽になる

ことはあり得ないですよ。だから、ヤングケアラー本人に対するサポートと、親への支援っていうのは、両方が絶対必要なことになります。なので、その意味でも、あいりん地区のようなアウトリーチ型の支援で親の声を聴けるような仕組みを作ることと、複数の居場所で子どもの声がキャッチできるような環境を整える必要があります。

虐待で一時保護になった子どもたちのほとんどは、もう一回家に戻るわけです。でも、親へのケアがなかったら、また虐待が繰り返されるだけなんです。だから子どもへのサポートと親へのサポートが、両方かみ合った形で地域のサポートができない限り虐待が減るってことはあり得ないです。

ヤングケアラーと孤立

かつて「こどもの里」に滞在した経験があるAさんとBさんにインタビューを取りました。

Aさんはお母さんが覚せい剤依存で逮捕されて拘留所から出てきた後に自死をされています。現在会社員。男性。Bさんは、お母さんが睡眠薬依存で、何度もオーバードーズをされて自殺未遂をして、小学校のころからBさん自身が救急車を呼んでサポートしていたという感じです。女性。

ヤングケアラーは客観的には非常に大きな困難を抱えて育ってきているんだけど、AさんやBさんは西成で常に本人の思いをサポートしてくれる周りの大人、あるいは友達たちに恵ま

れてきた人たちです。おそらくヤングケアラーという問題の出発点にある困難って孤立です。孤立の問題ってというのがおそらく一番大きいだらうなって感じています。

最近、大阪府の行っている中学の調査の速報値のデータをちょっと見せていただく機会があったんですけど、そこでもヤングケアラーとされる人たちの「あったらよかったなと思われる支援」の中で、相談できる人っていうのが一番になっていました。つまり家事サポートよりも、相談できる人が欲しかったっていう、そういう結果が出ているのを最近目にしました。相談できる人がいなくなっちゃうことが一番深刻なことだらうなと思います。

出発点は心配する人たち

ヤングケアラーって実はお母さんやきょうだいのことが心配な子どもなんです。これがヤングケアラーだと感じています。

Aさんの語りを引用します。親子二人暮らしでした。「母親のこと、めっちゃ好きやったんですね」。覚せい剤依存で、暴力団関係者のパートナーが



次々と変わって、彼自身も暴力を受けて、何度も夜逃げをしているという方です。客観的には無茶苦茶な状況で育ってきている。それでも「保育園の時なんか、母親にべったりみたいな感じ。母親から離れたくないみたいな感じだったんです。小学校に入ってから好きやったし、母親がしんどい思っているんやったら心配になるし」とおっしゃっています。小学校時代は毎食カップラーメンだったって言っていました。けどお母さんが大好きなんです。

束縛と依存

もちろん、そうじゃない語りをされる方もいらっしゃいます。Bさんはお母さんがオーバードーズを繰り返して何度も救急搬送をされた方です。そしてお母さんがすごいい束縛する方。Bさんは一人娘でお母さんが一切家から出ちゃダメっていう方です。だからもちろん別の強い感情を持つ場合もある。「お母さんに対して『死ぬ。それぐらいやったら』って思ってた」と。BさんはAさん（前述）と友だちでした。「Aさんのお母さんが亡くなった時に多分最初に電話してくれてたの私（B）やと思う。その日メールしてたんです。で、返事返ってけえへんなって思ったら電話かかってきて『おかん死んだわ』みたいな。めっちゃ泣いて、ああ、結局苦しいんやって思った。だから私はお母さんを殺すまいと思ったんです。Aさん見てて。生きても苦



しいし、死んでも苦しいし、私何で生まれてきたんやろうって」こういう風に強く当時の困難な状況をお話になっています。

でもBさんもお母さんが心配でしょうがないんですね。オーバードーズしたときに、お母さんのことが心配でずっと徹夜なんですよ。だから朝起きられなくて不登校です。お母さんが心配で心配で仕方ないんだけど、でも死ぬとも思ってる。そういう状況です。

ヤングケアラーの皆さんが孤立していくのは、その状況の中で束縛されてしまうという場合も多いと思います。Bさんは、ずっと寝ないでお母さんを見守っているだけじゃなくて、お母さんから束縛されてしまっているんですね。僕自身も何人かそういう学生を思い出します。

誰であっても信頼できる大人とつながっている環境が既にあったとしたら、ヤングケアラーになった時も、サ

ポートしやすくなり孤立を防げます。だから、ユニバーサルな形でそういう居場所、サポートがあるっていうのが、大事だなと感じます。

Bさんの語りを引用します。「私は、しばらく生まれてきたことを認められていないと思ったから、何回もお母さんに『じゃあ、産まへんかったらよかったやん』っていうのは言った。虐待ではないかもしれないけど、私にとってお母さんの言葉の刃っていうのは『あんたが産まれてきて育児ノイローゼになったから、私はこういう生活になったんや』って言われたんです」。親からも否定されるわけですね。親に束縛されて、めちゃくちゃ依存されています。人格を否定され続けていましたから、彼女自身も希死念慮がすごく強かったと語っていました。

求めているもの「自分サイドの大人」

じゃあ、ヤングケアラーの人たちって何を求めているかなっていうことをちょっと考えてみると、一つ言えるのは、本気で自分の側に立ってくれる大人っていうのを求めています。

Bさんの語りです。「デメキン（こどもの里代表荘保さんのこと）が、初めて大人の中で私の話を、デメキンが涙流して聞いて『あんた、よう頑張ったな、つらかったやろ』って私に向かって言ったんですよ。私サイドに立ってくれた大人ってほんまに初めてやったんです。私、あかん、泣きそうやわっ

てなった時に、デメキンが『泣いていいんやで』って。私初めて泣いたんです。しかも声を上げて。本当に泣いたことなく。私ってこんなにつらかったんやと思って。大変やとは思っていましたが、なんでこんな苦しいんやろって。それでも頑張らないとと思ってたから。「こどもの里」とつながった時に、初めて彼女は自分の感情を出すんです。それが可能になったのは、ちゃんと聞いてくれる大人がいたから。初めて本当に「私サイド」に立ってくれた大人が登場したことで彼女は初めて外の世界とつながって、自分の感情を表現することができました。

こういう風にお話すると、共感とかそういう言葉に聞こえるかもしれないんですけど、多分そうじゃないんですよ。もちろん共感も大事だとは思いますが。Aさんの場合も、Bさんの場合も西成の皆さんがしているサポートはもっと制度に関わるということかなと思います。例えばAさんの場合だったら、学校の事とか、どうやって暮らしていくかの手はずを、荘保さんやスタッフが整えます。Bさんの場合もそうです。大学行くための奨学金を荘保さんが見つけてきます。つまり伴走型の支援と呼ばれるようになったものの伝統があります。

あと大事なことはAさんのお母さんが拘置所から帰ってくるときに荘保さんが、この里に住むか、それともお母さんと一緒に住むか、あんたが決めなさいってAさんに言ったんです。大

人が勝手に決めるんじゃないくて、生活のサポートを保証した上で子どもに意見表明をしてもらって、子どもの願いをかなえるサポートをする。「こどもの里」に住んでも、お母さんと一緒に住んでも、できる限りのことはするっていうことを彼に伝えて選ばせてくれたっていうのを彼は強く言っていました。だから、経済的な側面や制度面に至るまで「私サイドに立ってくれる大人」ってというのが現れるかどうかっていうのが、彼らにとってはすごく大きかったんだなっていうのが分かります。

自分を出せる居場所

Aさんは「居場所って言ったら里ですけど、家族ですね。スタッフはお兄ちゃんお姉ちゃんになっているし、デメキンも母親やったりおばあちゃんやったりするし、自分が一番安心できる居場所。要するにどんな失敗をしてもそれを受け入れてくれるような場所やと思うんです。だから、自分はいくらいじけても立ち直れるし、失敗しても頑張れます」と言っています。これは本当に居場所の定義そのものですよ。いろんなスタッフがいて、見守ってくれて、あと下の子どもたちのおかげで自分を出せるようになった。コミュニケーション取れるようになったって言っています。

彼らは「こどもの里」だったりとか、児童館だったりとか、こういう子どもの場所、小学生の子どもがたくさんい

る場所に帰ってこられるんです。何かあった時に相談に乗ってもらえるし、あと今では彼らはボランティアスタッフとしてかかわっているので、今のちっちゃな子どもたちのサポートを自分もしているんです。ピア（仲間）サポーターに自分たちもなっていくわけです。

まとめ

ヤングケアラーは、家事労働をするかどうか以前に、家族を心配している存在です。家事労働の負担ももちろん深刻で、そのために学校に通えなくなる子がたくさんいるわけですが、孤立の方がもしかしたら問題ではないかと思われます。その意味で子どもへのサポートだけじゃなくて、親へのサポートが絶対に必要です。

また、ヤングケアラーという言葉が生まれたことによって今まで隠れていた困難を抱えた子どもたちが見えるようになってきました。これは間違いなく大事なことでなっていると思います。でもこの言葉をスティグマにしないように配慮が必要だと思っています。つまり、親を責めてはいけないということですよね。

おそらく、ヤングケアラーにあたる存在って昔からずっといたわけですね。人類の歴史上ずっといたと思います。ただ、今のヤングケアラーってその家庭自体が社会性を無くして個人が孤立している。社会的なコミュニティの紐帯がすごく希薄な時代に僕たちは

生きています。

それと、微妙なのは、本人たちがヤングケアラーっていう言葉を必ずしも受け入れないんです。本人たちは自分が家族のことをケアするのは当たり前だと言っています。だから、ヤングケアラーっていう言葉は自分では違和感があるとおっしゃっていました。これは人によっていろいろです。いずれにしてもいえることは、今までお話伺ってきた方全員そうなんですけど、ヤングケアラーという名前とは関係なく彼らは自分自身のアイデンティティを作っていきます。その中で、どういうアイデンティティの作り方を支援できるのかっていうことが大事なんだろうなって思います。



村上さんの著書おすすめです。

「子どもたちがつくる町」世界思想社

助成事業2年目中間報告

コミュニティベースのCAP推進事業 安心・自信・自由の地域づくり

西村 寿子【理事】

子どもに「言ってもいいよ」と伝える事業

「さらば！ドロップアウト高校改革1年の記録」(NHK ETV 特集 4月23日放送)をたまたま見ていました。見ているうちに引き込まれたのですが、この都立八王子拓真高校は、家庭の事情や体調などで学校を休みがちで単位取得ができないため、年間70人以上の退学者がいました。

番組は、3年間で退学者を大幅に減らした高校の取り組みを追ったものです。この高校では専門のカウンセラー、子ども食堂での食料供給、生活保護が必要な生徒や進路保障への支援など幾重にもセイフネットが張られています。番組のクライマックスは校長先生の「全員卒業」という方針のもと、卒業の見込みが厳しい生徒一人ひとりに教師が寄り添って単位を取れる工夫をしていきます。

通学できない子にはオンラインで補習をする、試験が受けられない子には



課題を出す、課題も出せない子は出せるまでフォローする、ボランティア活動を単位認定するなど生徒を落とすためではなく、無事に合格させるために粘り強く先生たちは伴走します。

最後に生活保護を受けて一人暮らしをする女子生徒が将来したいことを語った言葉が印象的でした。「自分は優しい大人に出会って助けられた。だから、自分は子どもたちに困った時は助けてって言ってもいいんだよと伝えたい」。

「困った時は助けてって言ってい、これは私たちがドコモ市民活動

団体助成事業を通して子どもたちに伝えたいメッセージです。いっけん些細でもいじめや虐待など心身への暴力に出会った時、「自分には人権がある。助けを求めてもいい」と思って欲しいと考えてこの事業を進めてきました。

地域で耕す子どもの人権・エンパワメント

子どもが「言ってもいいんだ」と思えるようになるためには、まわりの大人が子どもも権利の主体であることを理解し、子どもが自分の権利を発動できるようにエンパワーする働きかけをする必要があります。そのために子どものこころと言葉を聴く姿勢や方法を学ぶ必要があります。事業では、児童養護施設・こども園・小学校・中学校の子どもたちにCAP(子どもへの暴力防止プログラム)を届けています。同時に大人がCAPについて学ぶ機会(おとなワークショップ)も作ってきました(CAPプログラムの提供については、NPO法人CAPみしま大阪の協力で実施しています)。

CAPプログラムは、子どもが暴力にあうのを防ぐための予防教育であり、万能ではありません。たとえば、クラスにいじめがあることなどに即効性があるとは限りません。しかし、子どもの人権・エンパワメントの土壌を地域で耕していくという素晴らしいプログラムです。

おとなワークショップでは、保護者から「つつい言葉ではなく手が出て



映像制作講座(3.29)

しまう時もある」という感想が出る時もあります。子どもへのエンパワメントという考え方に触れて自分自身の子どもへの接し方を振り返る機会になって欲しいと感じています。

2年目、映像制作やおにぎり大会も

2年目の事業実績は26ページのとおりです。ともだちこども園、第五中学校2年生にCAPプログラムを届けました。蛍池では、2年目の取り組みとして映像制作を取り入れました。こども多世代ふれあい事業に参加の小学生の子どもたちがCAPで学んだことをも

とに「社会やおとなに言いたいこと」をテーマに1分程度の映像作品をグループで作りました。

5つのグループに分かれた子どもたちは、「ウクライナでの戦争反対」(2グループ)「いじめはやめて」「制限はやめて」「自分が好きなことを好きと言える社会に」というメッセージで作品を作りました。それらは子どもたちが「いま、ここ」を生きていることを感じさせるものでした。同時に創造性と協力しあって表現する力が素晴らしくて、子どもを「なめたらアカン」と私自身の「子ども観」をあらためて問われた気持ちがしました(映像制作ワークショップは、森本洋介弘前大学准教授と4人のゼミ生の協力を得ました)。

また、大人同士のつながりも徐々にではありますが増えています。たとえば、おとなワークショップなどに市内各地で活動しているNPOや市民が参加してくれるようになりました。また、8人の協会ボランティアが「おにぎり大会」を企画実施して、子どもも大人

も50人以上が参加して思い思いにおにぎりを作り、交流するという新たな取り組みも始まっています。

助成事業開始後、1年数ヶ月の事業を通して私たちのCAPプログラムへの理解も深まり、大人同士のつながりもでき始めました。でも、地域にはもっともっとこのプログラムを必要とする子ども、つながりたいと願っている大人もたくさんいると思います。

コロナ禍で社会が大きく変わり、不安も大きくなるこの状況で、子どもの成長を家庭や学校にだけ責任を求めるのはあまりにも重すぎます。子どもの現在と未来は、社会全体でいっしょに考えていく課題だと思います。引き続きこの事業を通して子どものことを考えたいと思う人たちももっと出会っていきたいと思います。



日時	内容	対象	会場	参加人数
2021.9.15	おとなワークショップ	市民	庄内公民館	20人
2021.11.24	キックオフミーティング	五中、克明小、箕輪小、翼、CAPみしま大阪	人権平和センター豊中	11人
2021.12.15	おとなワークショップ	ともだちこども園保育士	人権平和センター豊中	30人
2021.12.20～22	こどもワークショップ	こども園年長児	ともだちこども園	20人
2022.1.6	おとなワークショップ	五中教員	第五中学校	12人
2022.1.26	おとなカフェ	市民	人権平和センター蛍池	14人
2022.1.27～28	こどもワークショップ	五中2年生	第五中学校	126人
2022.2.16	おとなワークショップ	五中保護者	第五中学校	10人
2022.3.28	こどもワークショップ	小学低学年	人権平和センター蛍池	11人
2022.3.28	こどもワークショップ	小学高学年	人権平和センター蛍池	9人
2022.3.29	映像制作講座	1年生～6年生	人権平和センター蛍池	21人
2022.3.30	オニギリ大会	子どもとおとな	人権平和センター豊中	50人

○編集後記○

◆部落問題を人権啓発講座のテーマに取り上げると必ずといいほど「わざわざ教えるから差別が起きるんだ」「差別される方にも差別される理由がある」「部落ばかり優遇されてずるい」といったいわゆる「寝た子を起すな」や逆差別論の意見が見受けられる。質問として発言したならば会場全体で共有もできるが講座終了後に回収する匿名のアンケートとなればそうもいかない。講師の話、何を聞いてたんやと悲しくなる時がある。部落問題はオワコンではない。今も部落差別はある。起きた差別事件の問題の本質を探らずに必死に蓋をしようとして一体誰が得をするのだろう。それでも地域のフィールドワークに参加して下さった市民の方は「去年参加したときは

わざわざ教える必要があるのかなと思ったけど、やっぱり部落問題はきちんと学ぶことが大事だと思った。今年も参加してよかった。来年も参加します」とおっしゃってくださった。ほら見ろ！と言いたくなる気持ちを必死に抑えながら、一緒に部落問題を考えてくれる人たち、部落問題を通して自分自身を語る人たちがもっともっと増えてほしいと思った。そしてそんな企画をこれからも考えていきたい。

◆助成事業を全力でバックアップして下さっているのが理事の西村さんだが、伊藤悠子さん、村上靖彦さんを講師に迎えてはどうかと提案して下さったのも西村さんだ。他愛のない話をしながらも、見事なまでに次から次へといろんなアイデアが浮かぶ頭のなかを覗けるものなら覗いてみたいと思う。日々の忙しさに思考停止気味の私はなかなかついていけない時もあるが、いつも良い刺激を与えてくれて感謝の気持ちでいっぱいだ。

◆3月、子どもたち二人とコロナに感染した。夫は感染を免れたものの、濃厚接触者で仕事に行けず「お前らのせいで仕事にいかれへん」（イコール職場に迷惑がかかる）といわんばかりのふくれっ面。夫が自室に籠っていたおかげと軽症だったおかげで、子どもたちと夜な夜な女子会を満喫しました。

◆機関紙の発行が久しぶりとなってしまったことをお詫びします。振込用紙を同封しておりますが強制ではありません。ご協力いただける方はどうぞよろしくお願いいたします。ご意見ご感想お待ちしております【森山】

人権文化まちづくり講座

「ワールドカフェで語ろう 子どもの未来と教育」

6月25日（土）14時～16時

会場：人権平和センター豊中

進行：おとなの学び研究会

ミニトーク：久保敬さん

（元大阪市立小学校校長・おとなの学び研究会メンバー）

定員：40人（先着順）

ワールドカフェとは、4人1組でグループを変わりながら短時間で多くの人と話しあう方法です。詳細はHPをご覧ください。

お申込はまちづくり協会まで！

相談窓口のご案内 (豊中市受託事業)

1. 総合生活相談

とき：火曜、木曜、土曜の9時～17時（日曜・祝日を除く）

ところ：豊中事務所（人権平和センター豊中）

電話：06-4865-3713

2. 人権相談

とき：月曜、水曜、金曜の9時～17時（日曜・祝日を除く）

ところ：豊中事務所（人権平和センター豊中）

電話：06-4865-3655

お気軽にご相談ください。面談での相談は予約が必要です。

●編集：発行

一般財団法人

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北 3-13-7 人権平和センター豊中内

TEL：06(6841)5300 FAX：06(6841)6655

HP：<http://toyoin.secret.jp/>

E MAIL：bwz37306@nifty.com 郵便振替：00960-8-153806

螢池事務所 TEL:06(6841)2315 E MAIL:bpazk307@tcct.zaq.ne.jp



まちづくり協会
ホームページ